

第 2 章 都市計画

○碧南市都市計画審議会条例

[平成元年 12 月 26 日]
[条 例 第 70 号]

改正 平成 12 年 3 月 9 日 条例第 1 号

碧南市都市計画審議会条例（昭和 44 年碧南市条例第 15 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 碧南市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 3 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

（組織）

第 4 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 議会の議員
- (3) 県の職員

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は前条第2項第1号により任命された委員のうちから、審議会の委員の選挙により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月11日条例第15号)

この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月9日条例第1号)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この条例による第3条、第4条、第8条及び第10条から第14条までの改正規定の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の第7条における第5条の次に次の1条を加える改正規定は、施行日以後の行為について適用する。

碧南市都市計画審議会運営規程

〔平成12年4月11日〕
碧南市訓 第 6 号

（趣旨）

第1条 この訓は、碧南市都市計画審議会条例（平成元年碧南市条例第70号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、碧南市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

（会長の選挙）

第2条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

（会長の任期等）

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退職したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において、会長の選挙を行うものとする。

（委員の代理）

第4条 条例第4条第2項第3号に掲げる者のうちから任命された委員は、当該委員に代わり、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができる。

（議案の説明者）

第5条 審議会は、議案に関係ある職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

（議事録の作成）

第6条 審議会の会議については、議事録を作成し、会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。

（委任）

第7条 この訓に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会において定める。

附 則

この訓は、平成12年4月11日から施行する。

附 則

この訓は、平成12年8月17日から施行する。

碧南市都市計画審議会の公開について

会議公開の目的

市の附属機関等の会議を公開することにより、附属機関等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の推進を図ることを目的に附属機関等の会議は原則公開としています（碧南市附属機関等会議公開規程 平成23年7月1日公告 第140号）。

個人のプライバシーを扱う会議など公開されない会議もあります。

公開となる会議

（１）会議を公開する附属機関とは

ア．附属機関

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、市が設置する機関

イ．その他の機関

学識経験者、識見を有する者、市民等から意見を聴取し、市政運営に反映させることを目的に、規則、規程等により市長その他の執行機関が設置する機関等

（２）都市計画審会の法律上の位置づけ

都市計画法（市町村都市計画審議会） 第77条の2

参考

第77条の2 第1項 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

実施の時期

平成24年度から

（平成23年7月以降に第1回目の会議を開催するもの）

公開とは

（１）会議の傍聴

○傍聴者の守るべきルール（裏面）

○定員 10名

（２）ホームページによる資料の提供内容

○会議の名称

○開催日時 場所

○議題

○出欠席者

○議事の進行

○議案提出課による説明

○議事録

碧南市都市計画審議会における傍聴に関する注意事項など

碧南市都市計画審議会における傍聴に関する注意事項、傍聴できない人は以下の通りです。

傍聴者は、注意事項を遵守してください。遵守しないときは、退室していただきます。

傍聴に関する注意事項

- ・ 静粛に傍聴することとし、拍手、私語等を発しないこと。
- ・ 会議の開会後から閉会まで入退室はしないこと。ただし、やむを得ない場合は会議の進行に支障のないよう配慮し入退室をしてください。
- ・ みだりに席を離れること又は他人に迷惑となる行為はしないこと。
- ・ 会議の内容を録画、録音又は写真撮影しないこと。
- ・ 携帯電話等無線機器を使用しないこと。携帯電話は電話を切るか、マナーモードに設定してください。
- ・ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

傍聴できない人

- ・ 酒気を帯びていると認められる者
- ・ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- ・ 銃器その他危険な物を保持している者
- ・ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- ・ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

1. 都市計画の目的

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として、市街化区域や用途地域などの土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設並びに土地区画整理事業などの市街地開発事業について、都市計画法の定めに従い計画を定めるものです。

2. 上位計画と碧南市の都市計画

碧南市の都市計画は愛知県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）（通称：区域マス）」、碧南市の定める「基本構想（地方自治法第2条第4項）、基本計画（国土利用計画法第8条）（通称：総合計画）」に即し、「市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法18条の2）（通称：都市マス）」を20～30年後を見据えた上で、平成32年を目標年次として定めている。なお、平成28年3月には、「碧南市人口ビジョン」・「碧南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、人口減少などの社会情勢への対応に向けて上位計画の策定・見直しの動きがあり、都市計画の対応が必要となっています。

□愛知県の計画

- ・新しい都市計画の基本的方針（H19.10）
- ・第3次衣浦東部広域行政圏計画（H12.8）
- ・都市計画区域マスタープラン（H22.12）

□碧南市の計画

第5次碧南市総合計画（H22.3）

碧南市の将来像 「ひとのわで 楽しさつくる みなとまち へきなん」

碧南市都市計画マスタープラン（H22.3）

◎将来都市像「水と緑に恵まれた活力ある港湾都市・碧南」

都市づくりの目標

- 広域交流を促進する都市づくり ○自然と文化を活かした都市づくり
- 産業活性を促進する都市づくり ○安心・安全・人にやさしい都市づくり

◎全体構想

「土地利用の方針、都市施設整備の方針、住宅・居住環境の整備の方針
教育福祉施設等の整備の方針、自然環境の保全及び都市環境形成の方針
都市景観形成の方針、防災施設整備の方針」の7分野の方針

◎地域別構想

「西端、新川、旭、中央、大浜北部・棚尾、大浜南部」の6地域

まちづくり関連計画

道路	道路網計画（任意）
住宅	碧南市住生活基本計画（住生活基本法）
公園・緑地	緑の基本計画（都市緑地法）
景観・景色	景色づくり基本計画（任意）
下水道	下水道基本計画（下水道法）
環境	環境基本計画（市条例）
防災	地域防災計画（災害対策基本法）

都市計画決定

土地利用、市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地開発事業）、都市施設（道路、公園・緑地、下水道、ゴミ焼却場など）、地区計画

3. 都市計画の概要

●碧南市の面積人口

行政区域面積	3,586 ha	H29.3.31 現在
人 口	72,068 人	H29.3.31 現在
世 帯 数	27,679 世帯	H29.3.31 現在

(参考)H27 実施国勢調査

面 積	3,586 ha	DID 1,778ha
人 口	71,346 人	DID区域内 63,766 人 市街化区域内 65,522 人

●碧南市の都市計画決定状況

都市計画区域		西三河都市計画区域	岡崎市(一部の区域を除く)、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市(佐久島を除く)、知立市、高浜市及び額田郡幸田町の区域(地先公有水面を含む)
都市計画区域面積 (碧南市)		約 67,778 ha 3,586 ha	H25.3.19 告示
市街化区域		2,117 ha	H12.10.31 第4回線引き、H22.12.24 告示
市街化調整区域		1,469 ha	H12.10.31 第4回線引き、H22.12.24 告示
地域地区	用途地域 ※	2,117 ha	H25. 3.15 告示
	準防火地域	129 ha	H22.12.24 告示
	臨港地区	42.8 ha	H22.12.24 告示
	生産緑地地区	45.7 ha	H28.12.16 告示
都市施設	道路	58,300 m	H23.12.1 告示 19路線(改良済 48,810m、完了済 45,336m)
	駅前広場	6,500 m ²	H22.12.24 告示 新川町駅西 約 1,500 m ² 碧南駅西 約 2,000 m ² 碧南中央 約 3,000 m ²
	公園	114.33 ha	H24.11.30 告示 広域公園 82.5ha、総合公園 12.0ha、地区公園 5.1ha 近隣公園 3.02ha、街区公園 38箇所 11.71ha
	緑地	6.97 ha	H22.12.24 告示 5箇所 6.97ha
	公共下水道	1,610 ha	H22.12.24 告示 汚水・雨水
	ごみ焼却場 (クリーンセンター衣浦)	2.3 ha	H22.12.24 告示 面積 碧南 1.74ha、高浜 0.55ha 処理能力 焼却 190t/日×2基、破碎 45t/5h
	火葬場 (衣浦斎園)	0.7 ha	H22.12.24 告示 能力 12 体/日
土地区画整理事業		135.6 ha	H22.12.24 告示 松本・松本第2・雨池・権田・伊勢

※用途地域

第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
75ha	256ha	29ha	499ha	19ha	33ha	111ha	18ha	390ha	25ha	662ha	2,117ha

【参考】都市計画の種類及び都市計画の決定権者（抜粋）

都市計画の種類			決定権者		摘 要
			県	市町村	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			○		
市街化区域及び市街化調整区域の区域区分			○		県または名古屋市
地域 地区	用途地域			○	
	特別用途地区			○	
	特定用途制限地域			○	
	特例容積率適用地区			○	
	高層住居誘導地区			○	
	高度地区・高度利用地区			○	
	特定街区			○	
	都市再生特別地区		○		県または名古屋市
	防火地域・準防火地域			○	
	特定防災街区整備地区			○	
	景観地区			○	
	風致地区	10ha 以上で2以上の市町村にわたる区域	○		県または名古屋市
		上記以外		○	
	駐車場整備地区			○	
	臨港地区	国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾	○		県または名古屋市
		上記以外		○	
	歴史的風土特別保存地区		○		県または名古屋市
	緑地保全地域	2以上の市町村にわたる区域	○		県または名古屋市
		上記以外		○	
	特別緑地保全地区	10ha 以上で2以上の市町村にわたる区域	○		県または名古屋市
		上記以外		○	
	緑化地域			○	
	流通業務地区		○		県または名古屋市
	生産緑地地区			○	
	伝統的建造物群保存地区			○	
都市 施設	道路	一般国道	○		県または名古屋市
		県道	○		県または名古屋市
		その他		○	
		自動車専用道路(高速自動車道)	○		県または名古屋市
		自動車専用道路(その他)	○		県または名古屋市
	都市高速鉄道		○		県または名古屋市
	駐車場			○	
	自動車ターミナル			○	
	交通広場			○	
	空港	空港法第4条第1項各号の空港及び地方管理空港	○		
		その他		○	
	公園・緑地	国が設置する10ha 以上のもの	○		
		県が設置する10ha 以上のもの	○		県または名古屋市
		上記以外		○	
	広場	国または県が設置する10ha 以上のもの	○		県または名古屋市
		上記以外		○	
	墓園	国または県が設置する10ha 以上のもの	○		県または名古屋市
		上記以外		○	

都市計画の種類			決定権者		摘 要
			県	市町村	
都市施設	水道	水道用水供給事業	○		
		上記以外		○	
	電気・ガス供給施設			○	
	下水道	排水区域が2以上の市町村にわたる公共下水道	○		
		流域下水道	○		
		上記以外		○	
	汚物処理場			○	
	ごみ焼却場 ・ごみ処理場	産業廃棄物	○		県または名古屋市
		一般廃棄物		○	
	地域冷暖房施設			○	
	河川	一級河川	○		
		二級河川	○		県または名古屋市(名古屋市の区域内のみに存するものに限る)
		上記以外		○	
	運河		○		県または名古屋市
	学校・図書館・研究施設・病院・保育所			○	
	市場・と畜場・火葬場			○	
	一団地の住宅施設			○	
	一団地の官公庁施設		○		県または名古屋市
	流通業務団地		○		県または名古屋市
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設			○	
	電気通信事業用施設			○	
	防風・防火・防水・防雪・防砂及び防潮施設			○	
市街地開発事業	土地区画整理事業	50ha 超(国の機関または県施行見込)	○		県または名古屋市
		上記以外		○	
	新住宅市街地開発事業		○		県または名古屋市
	市街地再開発事業	3ha 超(国の機関または県施行見込)	○		県または名古屋市
		上記以外		○	
	新都市基盤整備事業		○		県または名古屋市
	住宅街区整備事業	20ha 超(国の機関または県施行見込)	○		県または名古屋市
		上記以外		○	
防災街区整備事業	3ha 超(国の機関または県施行見込)	○		県または名古屋市	
	上記以外		○		
促進区域	市街地再開発促進区域			○	
	土地区画整理促進区域			○	
	住宅街区整備促進区域			○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域			○	
予定区域	新住宅市街地開発事業の予定地域		○		県または名古屋市
	新都市基盤整備事業の予定地域		○		県または名古屋市
	一団地の官公庁施設の予定地域		○		県または名古屋市
	流通業務団地の予定区域		○		県または名古屋市
	区域の面積が20ha以上の一団地の住宅施設の予定地域			○	
地区計画等	地区計画			○	
	防災街区整備地区計画			○	
	歴史的風致維持向上地区計画			○	
	沿道地区計画			○	
	集落地区計画			○	
遊休土地転換利用促進地域				○	
被災市街地復興促進地域				○	

●都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - － 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題
 - － 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - － これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題
 - － 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
 ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」（閣議決定）において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概要

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- 都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化）
 - 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
 - －収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を民間事業者から公募選定
 - －設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建設率の緩和等
 - －民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施
- 〔（予算）広場等の整備に対する資金貸付け
【都市間貸付金の貸付けに関する法律】
（予算）広場等の整備に対する補助〕



▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園（イメージ）

- 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）
- 公園の活性化に関する協議会の設置

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
 - －市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
- 〔（税）固定資産税等の軽減
（予算）施設整備等に対する補助〕
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
 - －緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



▶ 市民緑地（イメージ）

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

- 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300㎡を下限）
 - 〔（税）現行の税制特例を適用〕
- 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に



市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を拡充 【都市緑地法】
 - －都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現
 （KPI）民間活力による公園のリニューアル 約100件（2017～2021 〔2017:5件 ↗ 2021:40件〕）
 民間主体による市民緑地の整備 約 70件（2017～2021 〔2017:5件 ↗ 2021:25件〕）

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

